

Title	「民族」の中の女性、その限界、あるいは可能性 : 民族教会の愛と和解を中心にして
Author(s)	崔, 恩珠
Citation	文化/批評. 2009, 1, p. 151-166
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/75749">https://hdl.handle.net/11094/75749</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

# 「民族」の中の女性、その限界、あるいは可能性

——民族教会の愛と和解を中心にして——

崔恩珠

## 1. はじめに

2008年で創立100周年を迎えた在日大韓基督教会は、2008年10月13日、大阪女学院ホールチャペルにおいて創立100周年記念大会を催した。1950年代からのエキュメニカル運動の流れの中で在日大韓基督教会と宣教協約を結んだ、韓国をはじめカナダ、アメリカ、そして日本の教団代表の祝辞が相次いだ。

その中で、日本基督教団総会議長は、次のような祝辞の言葉を述べている。

この100年の間、御教会によっては苦難の期が多くありました。その原因が我が日本基督教団にあったことはまことに慙愧にたえません。1941年日本基督教団成立時には、先に公布されていた宗教団体法により、第一部に統合されました。殆ど吸収に近いものでした。爾来、苦渋を舐め続けさせた歴史を悔い改めることなくしてこの宣教100周年をお祝いすることはできません。にも拘わらず御教会は私たちの罪をゆるし、交わりを主にあって回復せしめて下さいました。今では我が教団のベストパートナーとしてあり続けて下さっています。一貫した友情に溢れた言動は和解の福音に立つ御教会の信仰の発露として常に私たちに励ましと教えを、そして大きな刺激を与え続けていてくれます。この大いなる恵みを、全教団を挙げて、心から感謝する次第です<sup>(1)</sup>。

本稿では、在日大韓基督教会が「和解の福音」的立場から日本基督教団と交わした交わりとしての宣教協約に注目する。100周年記念大会での日本基督教団総会議長の祝辞から明らかになるように、在日大韓基督教会は歴史の中の苦難の原因であった、日本基督教団の「罪を許し」、「交わりを主にあって回復」した。明確に露にされた両教団の関係性の核心にあるのは、「和解」の福音であり、これをもって被害者側と加害者側はそれまでとは異なる形で、新たな関係性を築くことになったのである。1984年に締結された両教団の宣教協約は、その関係性転換のターニングポイントとして位置づけられるのであろう。協

約にいたるまでの過程と経緯、そして軸となる「和解」について問い直す本稿の最終的関心は、「民族」という概念の中にいる女性たちに向けられる。歴史において加害者・被害者の明確な二項対立的関係と、その関係性逆転に用いられた「和解」は、男女の不均等関係においても適用されるべきではないだろうか、あるいは適用され得るのであろうか。「民族」教会の和解を問い直す一つの大きな意義はここにあると思われる。

## 2. 宣教協約にいたるまで

在日大韓基督教会と日本基督教団の直接的な関わりは、戦時下に公布された宗教団体法による両教団の合併問題に遡る。日本帝国主義の侵略戦争の下で、独立した一教団としての存続を危うくされた在日大韓基督教会（当時の「在日本朝鮮基督教会」）は、1936年、自発的に日本基督教聯盟に加盟し、以後1940年には日本基督教会との合同を余儀なくされている。合同の際、日本基督教団は1939年4月の第62回日基中会において、合同後は、①日基の信条に服すること、②布教は国語（日本語）を使用すること、③教役者の再試験をなすこと、以上の3項目を決定して、在日本朝鮮基督教会に通告した。この提案に対し、在日本朝鮮基督教会は、同年9月に①布教伝道は国語（日本語）を使用する項を削除すること、②牧師資格試験に対し現在の朝基牧師を認むること、③現在の朝鮮基督教大会を合同後は日本基督教中会として認むること、以上の三つの合同条件の緩和を訴えることになる<sup>(2)</sup>。しかし、この切実な訴えは日本基督教団に届かず、最初の合同条件のまま、在日本朝鮮基督教会は合併吸収されることになる。その結果、在日本朝鮮基督教会は、教会内での母国語の使用が禁止され、教役者は再試験を受けて合格しない限り、その資格を認定されず、独立教会は伝道教会・伝道所に格下げされた。日本帝国主義の抑圧の下で教会を守り、存続のために日本の教会の主における兄弟的庇護を期待した在日本朝鮮基督教会は、徹底して国家の側に立つ日本基督教団の支配の下に編入されたのである<sup>(3)</sup>。この民族的かつ信仰的屈辱に対し、朝鮮基督教会は、1940年1月16日、臨時大会を開催し、合同に対する加入条件について最終的決定をなした。常務委員は次のように記録している。

宗教法案が実施の曉我が朝鮮教会が宗教団体として公認せらるゝ可能性あらば極力其の方途に向かつて運動すべく、予め各方面に交渉し関係方面の意向を訊したる結果、内地に於ける長老派の教団は他にあるに係らず、同一教派たる朝鮮基督教が朝鮮人のみを以て、別途の教団として存立することは至難の事にして且つ、内地同和が叫ばれて居る今日前途に見込無き非公認教団として存立することは種々なる困難を覚悟せねばならぬ。茲に於て常務局としては同一教派である日本基督教会と合同する方針の下

に同教側と種々折衝の結果、幾分の条件ありしも日基に合同する事を決定した次第である<sup>(4)</sup>。

こうして1910年の日韓合併と同様の形で、両教団の合同は行われた。朝鮮基督教会は他の選択肢がなく、日基の決定した条件に従うほかなかった。以後、1945年の敗戦を迎え、日本基督教団から脱退し、教会再建に至るまで、在日大韓基督教会は事実上解散され、信徒たちは民族的受難のゆえに信仰的空白期をもつことになったのである。合同における日基の方針は、主に在る兄弟姉妹としての愛の交わりでは決してなく、天皇制を頂点とする民族的優越感と強者が弱者を見下ろす差別意識に満ちたものであった。そこには、キリストの説く隣人愛や主に在って皆平等であるとする信仰的平等意識は、欠片もなかったといえる。

日本基督教団に過去の歴史に対する反省の動きがみられるようになったのは、1965年の日韓条約締結に際して、韓国のキリスト者が組織した救国委員会の「外勢への隷属と追従」への反対運動を主なきっかけとする。この動きに衝撃を受けた日本キリスト教団は、大村勇議長を韓国に派遣し、過去の植民地支配の過ちと日本キリスト者の責任について謝罪して、韓国キリスト者との交わりを模索し始める。1967年の日本基督教団の「第2次世界大戦下における日本基督教団の責任についての告白」（「戦争責任告白」）には、戦時下における過ちと責任が、主に隣人のゆるしを請う形で綴られている。世界の、ことにアジア諸国の教会と兄弟姉妹に向けられた懺悔である。

わたくしどもは、これを主題として、教団が日本及び世界の将来に対して負っている光栄ある責任について考え、また祈りました。

まさにこのときにおいてこそ、わたくしどもは、教団成立とそれにつづく戦時下、教団の名において犯したあやまちを、今一度改めて自覚し、主のあわれみと隣人のゆるしを請い求めるものであります。（中略）まことにわたくしどもの祖国が罪を犯したとき、わたくしどもの教会もまたその罪におちいりました。わたくしどもは「見張り」の使命をないがしろにいたしました。心の深い痛みをもって、この罪を懺悔し、主にゆるしを願うとともに、世界の、ことにアジアの諸国、そこにある教会と兄弟姉妹、また我が国の同胞にこころからゆるしを請う次第であります<sup>(5)</sup>。

「戦争責任告白」は、韓国キリスト者との交わりを模索した結果、その具体的表現の一環として出されたものであるといえる。「戦争責任告白」後、同年7月に、韓国基督長老

会・大韓イエス教長老会・基督教大韓監理会（メソジスト教会）の代表が日本基督教団を訪問し、日韓両国交流に関する協約を締結する。1965年、韓国基督教長老会の第50回総会において、日本の教会代表の祝辞を受けるかをめぐり異論が続出したこと<sup>(6)</sup>からすると、大きな歴史的転換といえるのであろう。韓国基督教長老会の第50回総会において、日本基督教団の総会議長は、まず「太平洋戦争終結以前、36年にわたり、日本統治下にあった貴国の皆さまに対し、日本政府および日本国民が犯しました数々の政治的な、また人権上の罪悪につき、日本の教会として深く悔い改めるとともに、心から謝罪いたしたい」と述べ、「国民を代表し主にあつてお許しを願う」としている<sup>(7)</sup>。「戦責告白」は、この祝辞の延長線上にあり、以後、日韓のキリスト教的交流は、「過去に対する反省と告白」を基に、連帯の絆を築くことになったのである。

しかし、日本基督教団とより直接的な関わりの歴史をもち、また日基と韓国3教会との協約締結に仲介的な役割を果たしていた在日大韓基督教会と日基との宣教協約は、その後17年も経過した1984年ようやく締結されることになる。そもそも両教団の協約は、日基と韓国教団との宣教協約後の交流として、1970年代に韓国キリスト者の民主化闘争時期に設置された日韓連帯特別委員会から声があがった結果である。日韓連帯特別委員会は、教団の宣教課題の一環として、在日韓国・朝鮮人の人権問題をも視野に入れるべく、したがって在日大韓基督教会との連帯が深まっていくにつれ、両教団間の宣教協約の必要性を自覚する。1978年、日韓連帯特別委員会が在日大韓基督教会との宣教協約締結の推進を決定し、両教団の代表が1979年4月18日、初合会を開き、同年7月には協約の第一次草案が作成された。

締結にいたるまでかなりの時間を要した理由の一つとして、第一次草案の序文において「日本の植民地支配や戦争責任の問題が表明されず」、「歴史を反省する視点が欠落している」として、在日大韓基督教会の新しい世代から批判が起こったことが挙げられる。少し長くなるが、問題となった序文を引用しておこう。

日本基督教団と在日大韓基督教会は、1984年2月8日をもってそれぞれの教会の歴史とその独自性にとって、より深い教會的交わりと宣教協力関係を樹立する。

日本基督教団は、神のみまえに、在日韓国人キリスト者たちとその同胞にたいする戦前、戦後にわたる罪責を告白し、今日の在日大韓基督教会との協約締結を感謝する。

教団は、第二次世界大戦下にみづから戦争に協力するのみならず、在日朝鮮基督教会を、主体性を奪ったまま日本基督教会の一部として教団に組み入れ、日本帝国主義の戦争への協力を強制した。戦後、在日韓国キリスト者たちが教団から脱退して、

在日朝鮮基督教連合会（のちの在日大韓基督教会總會）を形成していったとき、教団はこれを真摯に受けとめることをせず、また1967年の「戦争責任告白」にもとづいて韓国三教会との協約を締結するときも、仲介の労をとられた在日大韓基督教会に対しては、謝罪の上に立った協約を結ぶこともなく今日に至っている。

我々の教団は、日本が戦前戦後を通じてアジア諸国の人々を抑圧していることを認識し、国の内外を問わず、この抑圧下にある人々とその教会への責任を覚え、在日韓国・朝鮮人問題を受けとめてそれに取り組み、在日大韓基督教会との言葉とわざによる宣教協力をその課題とすることを決意する。

（中略）さらに1941年日本基督教団発足にさいして、一方的に強制編入させられた事実について、解放後真剣な悔改めがなされていない。（中略）しかし、この度両教会が宣教協約を締結することは、両者の和解の実を結ぶはじまりであり、日本における福音宣教に新しい次元をつくりだすものと信じる。

両教会は旧・新約聖書にもとづいて主イエス・キリストを共に告白し、相互の信仰告白（信条）と教憲教規（憲法）を尊重するところにその教会的交わりの基礎をおき、更に密接な相互関係を進めることに合意した<sup>(8)</sup>。

韓国三教会との協約同様、序文には「在日韓国人キリスト者たちとその同胞に対する罪責を告白」することが明記されている。「戦前、戦後にわたる罪責」として、「主体性を奪ったまま日本基督教会の一部として教団に組み入れ、日本帝国主義の戦争への協力を強制」し、1967年の戦争責任告白の後も、「在日大韓基督教会に対しては、謝罪の上に立った協約を結ぶこともなく今日に至っている」とし、さらに「1941年日本基督教団発足にさいして、一方的に強制編入させられた事実について、解放後真剣な悔改めがなされていない」ことに対する反省と謝罪が、序文の大半を占めている。そして、その歴史と戦争に対する反省と責任ゆえに、両教団は各教会の歴史と獨創性になつて、相互の信条と憲法を尊重する‘対等’な関係性構築の一步を踏み出している。

序文からも明らかのように、両教団の協約は大きな象徴的意味をもつものである。かつては日本基督教団の一部として編入せざるを得なかった屈辱的な歴史から、加害者の誠実なる謝罪と、全く異なる関係性構築をもって、ようやく脱皮できるようになったのである。「相互の信仰告白（信条）と教憲教規（憲法）を尊重するところにその教会的交わりの基礎をおく」ことは、1940年の合同のさいに日基から条件付けられた「日基の信条に服する」「教役者は再試験をなすこと」を逆転させ、対等な関係を結ぶ第一の前提となる。そして、対等な関係性には、歴史に対する反省と謝罪とともに、それまでの非対等な関係

であった歴史ゆえに、一定の過程とある種の補償が必要となる。

相互の信条と憲法を尊重し、教会的交わりと宣教協力関係を樹立した両教団は、しかし、抑圧の下にいる人々にたいする教会の責任としての在日韓国・朝鮮人問題に関しては、「在日大韓基督教会の言葉とわざによる」協力関係を宣言している。要するに、宣教協約の主なきかけとなった、在日韓国・朝鮮人問題に関して主導権を握っているのは在日大韓基督教会であって、日本基督教団はそれに全面的に従う・協力するのである。それとともに、この協約に際して、日基は在日大韓基督教会の宣教拡張のためのものとして、1億円の献金を約束している。そもそも、教団の規模からしても「対等」とはいえない両教団の協約は、それまで非対等であった関係性を正すために、目に見える過程と補償を必要としたのであった。「在日韓国・朝鮮人の人権問題に対する全面的協力」と「1億円の献金」は、こうした次元で理解できよう。

キリストの中で一つである、在日大韓基督教会と日本基督教団は、こうして対等な関係性を目指す努力の末、「和解」した。その過程として、関係性再構築の基礎となる「戦争責任告白と謝罪」が必要となり、抑圧者・被抑圧者の構造転換の現れとして、現実的・精神的な補償が伴われたと解釈できるかもしれない。「在日大韓基督教会との協約締結を感謝する」日本基督教団としては、国家の帝国主義政策の下で、信仰的良心を放棄したキリスト者としての、あるいは教団次元での罪悪感から逃れられるという意味で、この協約は大きな意味をもつ。それは、過去に対する清算であると同時に、キリスト教的良心に基づく信仰告白でもある。したがって、在日韓国・朝鮮人問題に在日大韓教会の言葉とわざによって全面的に協力することは、二重の意味で有効的である。過去を悔い改め謝罪し、その歴史に根ざした差別を正す努力を、隣人愛に基づくキリスト教的信仰心をもって、実践すること。その実践においてかつて被抑圧者であった隣人に従うことで、真の隣人愛は実現され、関係性の転換は試みられる。そういう意味からしても、この協約は、日基によって、必要不可欠な政治的戦略であったといえるであろう。

一方、日本基督教団との合同を民族的かつ信仰的屈辱とみなす日大韓基督教会にとって、戦後40年の時点でなされた「和解」は、単なる宣教協約以上の意味をもつ。不平等であった立場は、「相互の信条と憲法を尊重」することで転換され、その象徴ともいべき三つの合同条件が正されたために、屈辱と鬱憤も和らげられたのであろう。過去に対する反省と謝罪の言葉を協約の序文に取り込ませたのは、在日大韓基督教会、つまり被抑圧者側である。彼らは歴史に対する謝罪を加害者側に要求し、「在日韓国・朝鮮人問題への全面的協力」と「一億円の献金」という、目にみえる形の謝罪に応じて、たえずゆるしを請う日本基督教団と「和解」したのである。もしかしたら、在日大韓基督教会にとって、

この協約は、関係性の転換を超えた逆転を意味するのかもしれない。和解がより象徴的になるのは、これが単なる二つの教団の間の問題ではないところにある。ここには、「民族」の問題が深く絡み合っている。つまり、在日大韓基督教会の苦難と抑圧の歴史には、必ず「民族的」要素が付きまとい、したがってその加害者との和解の場面において、和解は在日大韓基督教会のみが主体性をもって行うべきものではなくるのである。協約において被害側が要求した、歴史に対する反省と謝罪、関係性逆転の試みは、ここが「民族」ゆえに抑圧の構造におかれてきた「民族的」教会であることと深く関連するのである。

### 3. 民族教会の「和解」を問う

「否定的であった今までの関係を、前向きに、新しいものにキリストにあって造りかえられていく方向性をめざして」<sup>(9)</sup> 両教団の協約は交わされた。協約は過去における否定的かつ非対等な関係、つまり民族を媒介とする抑圧・被抑圧関係の一転を意味し、媒介となった民族を超越する信仰的意義として位置づけられる。よって、在日大韓基督教会のいう、「民族を超えた和解の福音」、そのものを象徴する出来事であったといえよう。また、和解は、キリストに在ってなされた信仰的实践であり、抑圧者に対する被抑圧者の「ゆるし」が信仰的实践として行われたことを意味する。罪人であるわたしを神が無条件的な愛をもってゆるして下さったように、わたしもわたしに被害を与えた者をゆるさねばならない、とするキリスト教理の核心にあるのは、兄弟と隣人、そして敵にまで及ぶ「愛」である。和解はこの愛ゆえに立つ、愛を基礎とする、信仰的实践である。

「日本基督教団との交わりの中で、近い隣人に仕えながら、民族という狭い枠組みを突き破り、日本民族への責任に共に目覚めていきながら、普遍的教会として成長していく」<sup>(10)</sup> 第一歩として位置づけられるこの和解には、在日大韓基督教会の考える和解の論理が基礎となっているように思われる。それでは、民族という狭い枠組みを超え、真の普遍的教会、つまり主にあって一つである愛の共同体的実践に用いられた和解の論理とは何か。在日大韓基督教会の唯一の神学である「寄留の民の神学」を定立した李仁夏牧師の和解論から推定してみよう。日本基督教団と韓国3教団との宣教協約においても決定的な役割を果たし、以後、日本キリスト協議会の書記職を務めながら、この和解の第一線に立った李牧師は、民族間の和解のためのキリスト者の責任を説く、イギリスの新約聖書学者、C・H・ドットを引用しながら次のように述べる。

イギリスの偉大な使徒パウロが言っているように、神なしに生きているばかりでなく、神に敵対して生きていたのを、キリストを通して神に和解させられたと信じるキ



リスト者は、「和解のために奉仕する任務」を授かっている、とその信徒の道を説いている。そしてペトロの手紙の中に「立派な生活」とか「立派な行い」とするのは、決して私が日本人より優れた特性を持って生きるとか、私の行いや業を誇るということではなく、ただひたすら「和解の福音」に仕えることではないか。そこに働くのは、人間のものではなく、神の義、すなわち和解させる神の力が、優位をもって働くのではないか、と確信した<sup>(11)</sup>。

つまり、「和解の福音」は神の義、和解させる神の力の優位な働きによるもので、人間は自分の民族的特性や行いや業を誇るのではなく、ただひたすら神の義に仕えるだけである。在日大韓基督教会と日本基督教団との協約は、この民族を超えた和解の福音の実現であり、そこには和解させる神の力が働くのである。しかし、偉大な神の義による和解には、一定の過程が必要となる。

身分の低い、この主のはしためにも 目を留めてくださったからです。・・・主はその腕で力を振り、思い上がる者を打ち散らし、権力のある者をその座から引き降ろし、身分の低い者を引き上げ・・・(ルカ1・48-52)

「和解する」のギリシャ語「カタラツソウ」は、交換するという動詞に由来している。豊かな立場の主イエスが貧しくなれたことによって私どもが豊かになれる、という縦の関係の交換が、マリアの賛美では、社会における身分の上下が逆転して水平の関係の交換に連動していることに注目したい。神との和解の恵みにあずかった者は必然的に、歴史の不条理によってつくられた「敵意という隔ての壁を取り壊し」(エフェソ2・14)、和解の働きに招かれる<sup>(12)</sup>。

究極の目標とは水平の関係、対等な関係の構築である。協約におけるこの対等な関係性こそが、最大に力点のおかれた事柄であり、和解成立の重要な思案であった。そして、李仁夏がいうように、対等な関係に至る過程として、縦の関係の交換、つまり力関係の逆転が必要となり、これが水平関係に連動するのである。和解とその恵みに招かれた者は、必然的に「歴史の不条理によってつくられた敵意という隔ての壁をとり壊す」作業が必要となるわけだ。協約の過程でみられる、第一次草案にたいする批判や協約文の内容、物質的補償は、全て水平関係の交換に連動する、縦の関係の交換のしるしである。対等な関係構築において、上下関係の逆転が重要なのである。

協約という、和解の第一歩として象徴的な出来事は、この和解論に基づいている。主に

あって実現された和解から、いくつかの教訓を得ることができよう。キリストに在って一つである教会の中で、自分自身のように隣人を愛し、それをもって互いをゆるしあう和解には、一定の過程が伴われなければならない。それは、歴史の不条理によってつくられた縦の関係の転換、つまり歴史清算と懺悔である。また、今現在ある社会的上下関係を逆転させなければならないのである。ここで協約の序文に歴史に対する反省が欠落しているとの理由で批判の声をあげたのが、在日大韓基督教会の新しい世代であったことを、想起する必要がある。

1970年代は在日大韓基督教会において、在日二・三世が教会の大半を占めるようになった世代交代期であり、そこで教会は新しい世代の意見と時代性の反映を迫られることになる。社会的・民族的マイノリティとして、おかれた現実をより積極的に認識し、それに立ち向かうべく「新しい教会像」が、教会の政策や声明文、対外活動を通して定立しつつあった。その主役は、植民地政策の下、半強制的に日本に連れてこられ、民族や言語、文化の相違によって徹底的によそ者にされた在日韓国・朝鮮人の一世の子孫として、社会における差別と抑圧を不当なものとして強く認識する二世以後の世代である。いわゆる、教会の新しい世代である。

この新しい世代が構築しつつあった民族教会像とは、社会の不条理からなる自分たちの現実から目を背けず、差別に対し異論を唱え、差別撤廃運動を積極的に展開していく、現実的な教会像である。信仰の裏に隠れて現実には目を背ける「信仰至上主義」が彼らの最大の批判的的となり、以後1980年代に社会的問題となった、在日韓国・朝鮮人の人権運動の主役としてはたらく。日本基督教団との協約は、現実的な教会像が確定しつつあった、1970年代の末に持ち上げられたものである。

したがって、この和解に、より現実的な観点にたつ、在日大韓基督教会の新しい世代の意見が、あるいは教会の新しい方向性が大きく反映されたとしても、不思議ではない。第一次草案に対する批判は、そういう意味で当然であったのだろう。そして、教会唯一の神学である「寄留の民の神学」、つまり解放神学と民衆神学の影響を受けて、在日韓国・朝鮮人の特殊な立場から理解した神学を主張した、李仁夏牧師の「和解論」に基づいて、協約は成立した。この現実的和解論に、「民族」が深く介入しているのは、いうまでもない。

#### 4. 和解と愛、そして女性

さて、抑圧・被抑圧の関係性は、日本人と在日韓国・朝鮮人に限られたものではない。李仁夏も指摘しているように、「偏見と差別は、どの歴史でも支配・被支配の関係から生まれ、それが再生産される社会構造のゆがみであって、女性差別もそういう力関係の脈略

から問われる」<sup>(13)</sup>のである。そうであるなら、歴史における支配・被支配関係の矛盾から生じ、たえず再生産されてきた女性に対する偏見と差別に対しても、当然その矛盾を解決するための働きが伴わなければならない。在日大韓基督教会と日本基督教団が、歴史における矛盾からなる不对等な関係性を見直し、対等な関係性構築に向けて「和解」したように、その他の抑圧・被抑圧的關係構造もまた、主にあって見直されなければならない。そして、その「和解」には、過去に対する反省と謝罪、力関係の逆転が過程として必要となる。

在日大韓基督教会という、被抑圧者側が主張する「和解」の福音は、被抑圧者側が抑圧者側に転換される場合においても、同様に適用されるべきであろう。たとえば、主にあって皆平等であるとする在日大韓基督教会が、その指導部となる総会において、女性の意見をほとんど反映せず、男性陣のみで構成されていたとすれば、それは明確な女性差別であり、不条理な歴史的支配・被支配関係とその再生産構造をあらわすものに他ならない。「和解」は、より身近なところにおいても、必要とされているのである。

しかし、男女間の不对等な関係における「和解」は、その出発点から壁にぶつかっている。和解の基礎となるのは、抑圧者の抑圧にたいする認識と認定であろう。それをふまえた上で、反省と謝罪が生じるのである。そういう意味で、1976年、女性長老認定問題をめぐっての総会長の、「女性が抑圧されているとは思わない」<sup>(14)</sup>との発言は、被抑圧者側におかれた女性の、男性と対等な関係性に向けられる和解の困難さを如実に示すものである。皮肉にも、女性差別への認識を遮断させたのは、主にあって一つである、信仰共同体であるとの理由が挙げられた。

それでは、その出発点から遮断された男女間の和解の可能性はないだろうか。あるいは、その可能性を遮断させたのは何だろうか。かかる問題提起として、在日大韓基督教会と日本基督教団の協約において用いられた「和解」の論理が、なぜ教会内の女性問題には適用されないかについて考えてみたい。「民族」の中の女性解放の可能性とその困難さにおける、ある示唆がここから得られることを期待する。

女性差別と抑圧を認めない理由として、当時の総会長は、「信仰的絆で結ばれている、信仰共同体であるから」<sup>(15)</sup>としている。日本基督教会との協約において、過去における抑圧への謝罪を要求し、力関係の逆転により対等な関係性構築が可能であったとした在日大韓基督教会の和解論は、したがって、教会内の女性問題に関しては、適用できない。常に共同体の一員である「われわれ」においては、差別も抑圧もなく、「愛によって一つ」である共同体意識だけがあるわけだ。言い換えると、抑圧・被抑圧関係は、愛と信仰によって遮断されたのである。しかし、主にあって一つである、日本基督教会と在日大韓基督教

会もまた、信仰で結ばれている愛の共同体ではないか。

日本基督教団との和解において、明確な謝罪と水平関係の前段階として関係性の逆転を目指した在日大韓基督教会の和解論の本質は、愛である。和解はゆるしを必要とし、ゆるしは兄弟と隣人に対する愛の実践である。主の愛の中で一つであり、兄弟姉妹関係となる両教団の和解は、その基礎となる愛をもって、「民族」を超えたものになっている。一方、この愛の実践には、一定の過程が必要である。過去と歴史における謝罪と、その可視的補償、力関係の逆転があるからこそ、和解は成立したのである。

したがって、ここから二つのことが読み取れるであろう。女性差別と抑圧の認識を遮断した「愛」の「共同体」が意味するのは、信仰的なもののみではない。ここには、「われわれ」を括るものとして、信仰の他に民族の枠組みが設定されている。また、両教団の間に用いられた和解の論理は、教会内の女性問題には適用できなくなる。日本基督教会と在日大韓基督教会、そして在日大韓基督教会の中の女性問題という、二つの抑圧・被抑圧関係において、関係性再構築の第一歩となる和解には、質的に異なる愛が用いられる。前者における愛が、公的空間で用いられる男同志の言葉であるがゆえに、必ず逆転を必要とし、結果として水平関係に至るものであるのに対し、後者においては、公的空間で用いられる和解論は適用されなくなるのだ。なぜなら、ここは、「民族」的な空間として、家族に連動する私的空間として認識されたからである。

よって、公的空間において用いられた和解の原理は、「民族」の枠内にある共同体には適用されるべきものではなくなる。対等な関係性を築くための、抑圧に対する謝罪や過去に対する反省、肯定的方向性に向けられる力関係の逆転は、教団同士の、男同士の政治的かつ公的な空間でのみ通用される「愛」の実践であるのだ。この愛の実践＝和解の論理を教会内男女間の不均等な関係性を正すためのものとして用いる可能性は、抑圧そのものへの否定によって、真っ先に遮断された。それは、男女間の力関係を基盤とする教会が、家族のような民族的空間として、私的空間化されたことを意味する。公的空間と私的空間を明確に区分し、質的に異なる空間とすることで、女性差別を隠蔽してきた論理は、ここにおいてより明確さを増す。忘れてはならないのは、「民族」という枠組みが権威としてはたらくこの教会が、博愛主義的愛をその基本とする、キリストの共同体であることである。

## 5. 女性、その最後の植民地<sup>(16)</sup>

和解の基本となるのがキリスト教の説くゆるしと愛であるところに、話を戻そう。歴史清算、過去に対する反省、植民地政策と戦争責任という政治的要素が絡むゆえに新たに来上がった「愛」が、キリスト共同体である事実と幾分か矛盾を生じさせていることを指

摘できる。敵を愛せよとする教理に基づく愛とゆるしに、より現実的な神学論を導入させねばならなかったのは、在日韓国・朝鮮人がおかれてきた不当な歴史的矛盾と社会構造から十分理解できるものである。しかし、絶えず特殊な立場を強調する在日大韓基督教会の信仰の立場が、その根本的な部分において自ら感じざるを得なかった不安を内在させていることも否定できない。民族的特殊性の上になつ、「寄留の民の神学」は、信仰と民族の狭間に立たされた在日大韓教会が見つけた妥協点として位置づけることができると思われる。注目したいのは、民族教會的「愛」がキリスト教理と少々のズレを生み出す場面において、そこに何が起こるかについて、である。

「民族」の名の下で均質化された共同体で、男女間の不均等な立場間の和解に、対外的な和解に用いられるものとは質的に異なる愛が求められることは、すでに指摘した。公的空間における「愛」と対照的なものとしての私的空間で用いられる愛は、全ての政治性を排除したものとなる。いわば、家族のような私的空間を支配し支える母性愛や兄弟愛のような、公的空間では決して求めてはならず、得られないものとして、私たちの存在そのものを根本から支える愛、である。それゆえに、この愛に、ある政治性やある意味の現実的要素を持ち込むことは、原則的に禁止されている。そして、教会に限らず、この愛はもともとキリストのいう愛と似通ってくる。「あなたの右の頬を打つなら左の頬をも向け」<sup>(17)</sup>「敵を愛し、自分を迫害する者のために祈りなさい」<sup>(18)</sup>という、無条件的で全人類的な博愛精神は、母親の自分の子に向けられる母性愛によってのみ、はじめて人間の実践可能なものとなる。良き例として、神と信徒の関係は、親子関係に喩えられ、神の人間にたいする愛は、親がその子愛するようなものであるとされている。ここで公的で客観的、冷酷な政治的要素は、キリスト教的愛を根本から汚すものにならざるをえない。

そうであるなら、教団と教団の間の協約に用いられた和解には、キリスト教的精神とその根本となる部分において衝突しているといえるのではないだろうか。そこで、もし、在日大韓基督教会が、二つの質の異なる「愛」のうち、私的空間のみにおいて許されるべきとするキリスト教的愛を選択したとするならば、そこに何が起り、どういう結果が予想されるだろうか。

まず、それは必然的に教会内の女性の地位と関連してくる。先述したように、キリスト教的な愛は、本質的な部分で私的空間を支える愛と似通っている。私的空間で通用する愛の主な主体は、女性である。公的空間と対照をなす家族は、夫に従い、子供の世話を担う女性が、愛を基礎に築き上げた私的空間であり、したがって、その主役は妻であり母である女性である。私的空間を公的空間と明確に区分できる特殊な領域に仕立てるのは女性であり、彼女たちが実践する愛である。同様のことが、私的空間化された教会においてもい

えるであろう。とするなら、現実の教会のなかで、根本的なキリストの愛を追求することは、その最も身近なところで実践されてきた愛に、目を向けざるを得なくする。愛の実践者である教会の女性たちが、真の和解者として浮かび上がる可能性は、十分あるのである。

民族と信仰の間に立たされた在日大韓基督教会が、抑圧と差別の歴史と社会のなかで、民族教会としてのアイデンティティを定立していく過程において、教会は幾度かある選択を迫られることになる。主に信仰と民族のうち、どちらかを優先すべきかをめぐる二者択一的選択は、結果として教会内女性問題に影響をおよぼすものであった。1970年代により現実的民族論が唱えられた際、それは教会の基本であり、基礎となっていた一世のオモニたちの信仰観をどう扱うべきかの問題を浮かびあがらせた。最終的に教会のオモニ役である婦人会が受け継ぐべきと結論付けられたこの問題が、教会の女性地位に深く関わるものであったことは、いうまでもない。民族教会の女性問題は、このように民族と信仰の流動的關係性によって、影響されてきたのである。

重なる選択の場面のうち、対外的協約において用いられる和解論に、女性たちが実践してきた、よりキリスト教的で女性的な愛を導入することがもたらす結果として、教会内男女間の「関係逆転の可能性」は、充分あったであろう。二番目に、その選択が民族的現実と歴史を背負う教会の信徒層、中でも新しい世代に、非現実的で民族的裏切り行為として受け取られる可能性が指摘できる。まさに民族をとるか、信仰に従うかの選択場面において、信仰的教理を優先視することは、彼らがおかれた現実から目を背ける、民族的敗北とならざるを得ない。1970年代に一世の信仰論を批判し、新しい民族的教会像を描き、協約において歴史の反省がないとの理由で批判の声をあげたのが、教会の「新しい世代」であることを想起する必要がある。この新しい世代こそが、未来における教会の主役であり、教会の存続と有様は彼らの手に任されていたのである。

それでは新しい世代が、民族教会に居続ける理由はなんだろうか。韓国・朝鮮を故郷とし、見慣れない他国での生活を強いられた在日韓国・朝鮮人の一世とは異なる理由のゆえに、彼らは教会を守り、教会にこだわりをもつ。すなわち、日本で生まれ、日本語と日本文化を自然に取得した在日二世以後の世代は、親のルーツや国籍——しかし、日本国籍を取得することもそれほど困難なことではないことを考えると、国籍選択もまた自らの自由意思に任された事柄である—以外に、ほぼ日本人と変わらないと見なされる存在であるのだ。それなら、彼らが民族教会に居続ける理由は、自らが選択した民族性へのある種のこだわり—愛着であれ、抑圧に対する反動としての愛憎であれ—の他にはないだろう。換言すると、民族教会が「民族的」教会であるところに、その存在理由と意味があるのであって、民族的性格をなくした途端、存在意味も理由も喪失されてしまう。したがって、新し

い世代は、親の世代より一段と強く教会の「民族的」性格を追求していくことになる。益々高まる「民族」的色彩によってはじめて、彼らにとって教会が手放せない、意味ある場となるのである。

教会の存続と関わる、新しい世代の民族性追求が、協約やその他の選択に与えた影響は否定できない。民族教会が民族教会としてあり続けることに、その存続意味を見出す彼らの意見と思考が、教会が基本とする「愛」をより民族的解釈に近づけ、キリスト教的愛から遠ざける結果をもたらしたとすれば、それは「民族」の中の女性問題と関連する。民族に対する追求が深まれば深まるほど、彼女たちが基本としてきた信仰に基づく愛の実践は、非現実的で女性的な、あるいは現実に符合できないキリスト教理的原則としてのみ位置づけられてしまうのである。彼女たちの、あるいはキリスト教理に基づく愛を、民族ゆえに抑圧されてきた者がかつての抑圧者に施す「ゆるし」と「和解」の基本精神とする結果がもたらす危険性は、「民族」の中の女性差別の堅固さを物語っている。民族をとるか、信仰をとるかの選択は、民族か女性かの選択でもあったわけである。

## 6. おわりに

歴史清算、戦争責任、謝罪と反省は、帝国主義と戦争という不幸な歴史を背負う日本とアジア諸国の関係性において、避けては通れない課題として残されている。国家を代表し、国民の一人として、あるいは一個の個人として加え・加えられた様々な被害は、一言や二言で片付けられるべきものではないだろう。ましてや、その歴史の証人として存在し続ける在日韓国・朝鮮人に対し、日韓両国からの誠実なる謝罪と待遇への見直しが当然必要であると思われる。被害者・加害者を問わず、植民地の歴史に曝されてきた一人の個人としての深い省察が必要であろう。

しかし、植民地の歴史清算の動きが着実に積み重ねられる中で、その動きとは裏腹に依然として疎外されている領域があるとするなら、それも指摘に値する。本稿は在日大韓基督教会という、歴史と社会における被害者側の民族かつ信仰共同体のなかの女性に目を向けることによって、疎外された領域に注目したものである。「民族」の名による差別と抑圧に対し、同じく「民族」の名で対抗していこうとする在日大韓基督教会の「和解」を問い直す作業は、有効であったと思われる。結果、「民族」の中の女性の、遮断された可能性が浮き彫りになり、女性差別の堅固さがその構造とともに浮かび上がった。

在日大韓基督教会と日本基督教団との協約は、植民地政策を媒介とする抑圧・被抑圧構造の見直しという意味で「和解」である。ゆえに和解は、過去と抑圧、そして植民地からの「解放」の可能性でもある。そうであるなら、歴史清算という最大の課題によって後回

しにされ、また、そのみならず「民族」に重点が置かれるほど解放から遠ざけられてしまう女性は、最後の植民地であるといえるかもしれない。遮断された「解放」の可能性を指摘する本稿を、解放に向けられる前段階として位置づけたい。

## 注

- (1) 2008年10月13日、在日大韓基督教教会宣教100周年記念大会における日本基督教団総会議長山北宣久の祝辞「悔改め、そして感謝」「在日大韓基督教教会宣教100周年記念大会パンフレット」8～9頁。
- (2) 同志社大学人文科学研究所・キリスト教社会問題研究所編『特高資料による戦時下のキリスト教運動』1、新教出版社、2005年、341頁参照。
- (3) 第53回日本基督教大会の在日朝鮮基督教教会合同に関する決議項目を見ると以下のようになっている。

「内地にある独立せる朝鮮人教会にして日本基督教会の憲法規則により正規の手続きを経て加入することを得。但し内地にありては礼拝其他教会の諸集會に於ける用語は国語を用ふること。

朝鮮人教会にして我が伝道教会並に伝道所に該当するものが日本基督教会に加入せんと欲する場合は等の教会と関係するミッションは其の伝道地を委譲し、若くは我が協調ミッション規約の定むる所に従つて処置すること。

伝道教会並に伝道所に於ては前項の場合と同じく集會に於ける用語はすべて国語たるべき事勿論なるも場合により国語を通訳し特に規定せられたる集會に於ては朝鮮語を使用することを得。

朝鮮人教会の鮮人教職は特に大会に於て定められたる規定により日本基督教会に転入会すべし。但し朝鮮にある中會に属するものは転會の手續きを取るも妨げなし。」「朝鮮基督教日本基督教統合問題」『特高月報』1940年4月。宇治郷毅「戦時下の在日韓国人キリスト運動」『福音と世界』新教出版社、1976年、58頁から引用。

- (4) 注2、342～343頁。
- (5) 日本基督教団宣教研究所編『日本基督教団史資料集 第4巻 日本基督教団の形成(1954年～1968年)』、日本基督教団出版局、1998年、337頁。
- (6) 李仁夏『歴史の狭間を生きる』日本キリスト教出版局、2006年、162頁。
- (7) 注5、410頁。
- (8) 李仁夏『明日に生きる寄留の民』新教出版社、1987年、付録「日本基督教団と在日大韓基督教会との協約」190～191頁。
- (9) 同上、20頁。
- (10) 同上、17頁。
- (11) 李仁夏『歴史の狭間を生きる』日本キリスト教出版局、2006年、115頁。
- (12) 同上、126頁。



- (13) 同上、199頁。
- (14) 在日大韓基督教全国婦人連合会文集「在日大韓基督教と女性の地位をめぐって」『コゲ』第4集、1976年、58頁。
- (15) 同上。
- (16) この章題については、ブルワット・グラーの『最後の植民地』（有吉佐和子、カトリーヌ・カドゥ訳、新潮社、1979年）から示唆を受けている。女性を最後の植民地であるとするブルワットは、その序文において、ブリターニュの独立とウーマンリブを並べることで、両者を類似した事柄として捉えていることを暗示している。本稿ではそこから一歩進んで、民族解放が女性解放とは無関係であるか、あるいはその「民族」こそが女性解放を妨害していることを指摘するにあたって有効な表現として用いることにしたい。
- (17) 「・・・だれかがあなたの右の頬を打つなら、左の頬をも向けなさい。／あなたを訴えて下着を取ろうとする者には、上着をも取らせなさい。／だれかが、一ミリオン行くように強いるなら、一緒に二ミリオン行きなさい。』『マタイによる福音書』（第5章39～41節）。ここで引用する聖書の個所については、日本聖書協会『韓日対照聖書』（改訳改訂版、新共同訳、2002年）を用いている。以下、同様。
- (18) 「しかし、わたしは言うておく。敵を愛し、自分を迫害する者のために祈りなさい。』『マタイによる福音書』（第5章44節）

#### 参考文献および資料

- 宇治郷毅「戦時下の在日韓国人キリスト運動」『福音と世界』新教出版社、1976年。
- ブルワット・グラー・有吉佐和子、カトリーヌ・カドゥ訳『最後の植民地』新潮社、1979年。
- 李仁夏『明日に生きる寄留の民』新教出版社、1987年。
- 日本基督教団宣教研究所編『日本基督教団史資料集 第4巻 日本基督教団の形成（1954年～1968年）』日本基督教団出版局、1998年。
- 同志社大学人文社会研究所・キリスト教社会問題研究所編『特高資料による戦時下のキリスト教運動』1、新教出版社、2005年。
- 李仁夏『歴史の狭間を生きる』日本キリスト教出版局、2006年。
- 在日大韓基督教全国婦人連合会文集『コゲ』第4集、1976年。
- 日本聖書協会『韓日対照聖書』改訳改訂版、新共同訳、2002年。
- 「在日大韓基督教会宣教100周年記念大会パンフレット」